

第4号様式（その1）（第5条関係）

（表）

（一般廃棄物収集運搬業用）

許 可 証

綾瀬市指令リ第 24 号

令和 3 年 7 月 2 日

住所 厚木市金田996番地

氏名 有限会社 長澤商事

代表取締役 長 澤 順 一 様

綾瀬市長 古 塩 政 由



令和3年6月9日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可
します。

営業所の所在地及び名称	綾瀬市早川808番地17 有限会社 長澤商事 綾瀬営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	綾瀬市内
処理及び処分料金	綾瀬市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第24条第1項及び高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第9条第3項に定める額の範囲内とする。
営業許可期間	令和3年7月4日～令和5年7月3日
条 件	別紙のとおり